

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会委員会設置規程

平成8年3月12日  
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第33条第3項の規定に基づき、委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の設置及び機能)

第2条 本会に、専門委員会及び会議（以下「委員会等」という。）を設置し、広く地域社会の福祉向上のため、それぞれ所掌事項について情報の収集、調査研究、企画策定、意見聴取・評価をして効果的な事業を遂行するよう協議を行い、必要に応じて会長に意見を具申するものとする。

(委員会等の種類)

第3条 委員会等の種類及び分掌事項は次のとおりとする。

- (1) 経営委員会  
本会の事業経営における総合的な事項
- (2) 事業委員会  
社協会費、共同募金配分金を活用した社協独自事業に関する事項
- (3) 助成委員会  
地域福祉活動助成金交付事業に関する事項
- (4) 地区委員会  
地域福祉事業の普及、宣伝、会員募集に関する事項
- (5) 福祉協力委員会  
住民の福祉課題に関する調査・研究、地域福祉事業の普及、宣伝に関する事項
- (6) 権利擁護推進事業運営委員会  
本会の権利擁護推進事業の適正運営に関する事項
- (7) 本会事業を企画・実施するための会議・実行委員会
  - ア 広報編集会議  
社協だよりの編集・発行に関する事項
  - イ 各種事業実行委員会  
本会事業の企画・実施に関する事項
- (8) 本会事業及び運営施設の意見聴取及び評価を行うために必要な会議
- (9) その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会  
(委員)

第4条 前条第1号から第3号に規定する委員会等の委員は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 理事及び評議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他会長が必要と認める者

2 前条第4号及び第5号に規定する委員会等の委員は、次に掲げるものによって構成する。

(1) 市内町内会又は自治会の代表者（代表者が推薦する者を含む）

(2) 志木市民生委員・児童委員協議会の委員

3 前条第6号から第9号に規定する委員会等の構成は、会長が別に定める。

（事務局）

第5条 委員会等に事務局を置く。

2 事務局の職員は、本会職員のうちから会長が任命する。

3 事務局の職員は、委員長命を受け委員会等の事務に従事する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会ボランティア活動センター運営委員会規程（昭和55年7月21日、規程第2号）

(2) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員会規程（昭和59年12月1日、規程第8号）

(3) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会志木市ボランティア基金管理運営委員会規程（昭和62年3月23日、規程第3号）

(4) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会相談所運営委員会規程（平成2年3月28日、規程第4号）

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会企画・財政委員会設置要綱（平成3年4月1日決裁）

(2) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会福祉学園運営委員会設置要綱（平成4年3月13日決裁）

(3) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会たんぽぽサービス事業運営委員会設置要綱（平成4年3月16日決裁）

(4) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会広報編集委員会設置要綱（平成6年5月13日決裁）

#### 附 則

この規程は、平成10年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成11年8月30日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会地区委員会規程（昭和61年3月28日、規程第1号）

(2) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会福祉協力委員会規程（昭和61年3月28日、規程第2号）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会組織財政委員会設置要綱（平成20年2月18日制定）

(2) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会設置要綱（平成20年2月18日制定）

3 社会福祉法人志木市社会福祉協議会地域福祉活動助成金審査委員会設置要綱（平成20年2月18日制定）は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。